

一般社団法人北海道スポーツサポートプロジェクト賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道スポーツサポートプロジェクト（以下、「本会」という）の目的である、スポーツや文化活動の力で、人が繋がり、組織化繋がり、温もり溢れる豊かな街の発展に貢献し続ける理念に賛同し、その活動の支援を継続的に行う賛助会員（以下、「会員」という）について必要な事項を定め、本会が行う各種事業や法人運営の資金調達を行う。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的や事業の趣旨に賛同して入会した法人、団体及び個人とする。

2 会員の入会は前年度1月末日まで受け付けるものとし、入会および継続にあたっては別に定める入会（継続）申込書を提出することとする。

(会員資格)

第3条 会員がその資格を有する期間は、会員となることを希望するものが入会申込書を提出し、本会が当該申込書の受理および会費を受領した次年度から、当該年度の末までとする。

2 入会翌年度以降の会員資格を有する期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会費)

第4条 会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

(1) ゴールドサポーター 1口 100,000 円（何口でも可）

(2) シルバーサポーター 1口 30,000 円（何口でも可）

(2) ブロンズサポーター 1口 5,000 円（何口でも可）

2 一度納入された会費は、いかなる理由においても返還は行わない。

(賛助会費の使途)

第5条 前条の賛助会費は本会の目的事業に使用し、その残余については法人会計で使用するものとする。

(賛助会員への特典)

第6条 賛助会員は、別に定める会員区分に応じて特典を享受することができる。

(除名)

第7章 本会は、会員が次のいずれかに該当するときは理事会の決議により除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 本会は、前項に規定する会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を本会に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、会員が退会する場合において、すでに納入した会費は返還しないものとし、退会手続きが完了した時点で会員特典を失効するものとする。

(個人情報保護)

第9条 会員に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、賛助会員制度に関し必要な事項は、本会が別に定める。